（別紙様式4）

令和8年10月1日

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
札幌医学技術福祉歯科専門学校	昭和57年3月19日	田邊　裕二	〒　064-0805 （住所）　札幌市中央区南5条西11丁目1289－5 （電話）　011-513-2111
設置者名	**設立認可年月日**	**代表者名**	**所在地**
学校法人西野学園	昭和43年1月10日	前鼻　英蔵	〒　063-0034 （住所）　札幌市西区西野4条6丁目11－15 （電話）　011-661-6514

分野	認定課程名	認定学科又は専攻科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度
医療	専門課程	歯科衛生士科	平成 6(1994)年度	－	平成27(2015)年度

学科又は専攻科の目的	学校教育法並びに歯科衛生士法に基づき、授業や演習、医療機関での実習を行い、歯科衛生士として必要な実践能力及び専門的知識・技能を習得させるとともに、その徳性を養わせることを目的とする。
学科又は専攻科の特徴(取得可能な資格、中退率　等)	取得可能な資格:歯科衛生士国家試験受験資格 中退率:3%(令和7年度) 経済的支援制度:西野学園学費支援制度、高等教育の修学支援制度対象、専門実践教育訓練給付対象

修業年限	昼夜の別	全課程の修了に必要な総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
3　年	昼間	120　単位	69 単位	5 単位	46 単位	0 単位	0 単位

学生総定員	学生実員(A)	留学生数(学生実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率
120 人	69 人	0 人	0 %	5 %

就職等の状況

■卒業者数 ©	18	人
■就職希望者数 (D)	17	人
■就職者数 €	17	人
■地元就職者数 (F)	16	人
■就職率 (E/D)	100	%
■就職者に占める地元就職者の割合 (F/E)	94	%
■卒業者に占める就職者の割合 (E/C)	94	%
■進学者数	0	人

■その他

特になし

（令和　　7 年度卒業者に関する令和８年５月１日時点の情報）

■主な就職先、業界等

（令和7年度卒業生）

歯科医院

当該学科又は専攻科のホームページURL	https://nishino-g.ac.jp/iga/shikaeiseishi/

企業等と連携した実習等の実施状況（A、Bいずれかに記入）

総単位数		120 単位
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		23 単位
うち企業等と連携した演習の単位数		0 単位
うち必修単位数		120 単位
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	23 単位
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位
（うち企業等と連携したインターンシップの単位数）		0 単位

教員の属性（専任教員について記入）

① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	（専修学校設置基準第41条第1項第1号）	3 人
② 学士の学位を有する者等	（専修学校設置基準第41条第1項第2号）	2 人
③ 高等学校教諭等経験者	（専修学校設置基準第41条第1項第3号）	0 人
④ 修士の学位又は専門職学位	（専修学校設置基準第41条第1項第4号）	0 人
⑤ その他	（専修学校設置基準第41条第1項第5号）	0 人
計		5 人

上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数	5 人

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

○教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携

（1）教育課程の編成における企業等との連携に関する基本方針及び教育課程編成委員会等の位置付け

a.教育課程編成委員会を年2回以上開催しているか。	している
開催日時実績	第1回　令和8年7月8日　10:00～12:00/第2回　令和9年3月上旬予定
b.教育課程編成委員会に、以下①～③の類型に該当する企業等委員が参加しているか。 ※①から③において、①又は②から1人、③から1人が委員として参画している場合、「している」を選択。 ※①又は②から1人、③から1人が委員として参画していない場合、「していない」を選択。	している
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）	
②学会や学術機関等の有識者	
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員	
c.学校の教育課程編成の責任者が委員参加しているか。	している
d.教育課程や学生の学修成果等に関する現状や情報、データを教育課程編成委員会の委員に提示しているか。	している
e.教育課程編成委員会の議事を記録し、学内回覧等しているか。	している
f.企業等委員の意見を教育課程編成見直しに反映しているか。	している
g.次の教育課程編成委員会に、教育課程編成の見直し結果等を報告しているか。	している

（特筆すべき工夫等）

（2）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年10月1日現在

名　前	所　　属	任期	種別
梁川　佳奈	一般社団北海道歯科衛生士会札幌支部副支部長	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日	①
西野　由郷	山麓通り歯科診療所　院長	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日	③
髙國　憲二	札幌医学技術福祉歯科専門学校　副校長	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日	－
川平　景子	札幌医学技術福祉歯科専門学校 歯科衛生士科　学科長	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日	－
桑田　知佳	札幌医学技術福祉歯科専門学校 歯科衛生士科　副主任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日	－

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
（当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。）

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針及び実習・演習等における企業等との連携内容

a.実習等又は演習の形態の授業で企業等連携を行っているか。	している
b.企業等と連携を行う際は、企業等との組織的な協定や契約を締結しているか。	している
c.企業等との連携内容を、連携先企業等との文書等で明示的に合意しているか（連携のマニュアル、手引き等定めているか）。	している
d.教育課程や学生の学修成果等に関する現状や情報、データを教育課程編成委員会の委員に提示しているか。	している
e.企業等の講師に対して事前打ち合わせや研修を行っているか。	している
f.企業等連携の実習・演習等の内容を学校側は適切に確認しているか（教員の見回り実施、実習日誌の作成等）。	している
g.企業等連携の実習・演習等における成績評価について、企業等と協議を行っているか。	している
h.適切な企業等連携の実習・演習となるよう、必要に応じて連携先企業等を見直しているか。	している

（特筆すべき工夫等）

（2）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科　目　名	企業連携の方法	科目概要	連　携　企　業　等
歯科保健指導Ⅰ	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	疾患を抱えている人に対して病気が治癒するように、また健康な人に対しては、健康状態を保ち快適な生活を営むために必要な歯科保健指導および歯科衛生教育の基本的知識・技術を習得し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養う	株式会社モリタ
臨床実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	口腔保健を担う専門職として、学内で習得した知識・技能・態度を、臨床の場において実践できる能力を養う	デンタルクリニック大通り、山麓通り歯科診療所、ハロー小児歯科・歯科口腔外科、旭山小児歯科、おかもと矯正歯科クリニック 総数22施設
臨床実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	口腔保健を担う専門職として、学内で習得した知識・技能・態度を、臨床の場において実践できる能力を養う	札幌西円山病院、山麓通り歯科診療所、ハロー小児歯科・歯科口腔外科、ライオン小児矯正歯科クリニック 総数27施設

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

（1）認定専門課程等の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員研修規程に則り、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する研修や指導力の修得・向上のための研修等を教職員の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務等に応じて受講させることを基本方針とする。
　また、校長は計画的に受講させるために年間研修計画を策定し、①専攻分野における実務に関する研修等、あるいは②指導力の修得・向上のための研修等を受講させる。

（2）研修等の実績
①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	2026年歯科衛生士専任教員講習会Ⅱ	連携企業等：	全国歯科衛生士教育協議会
期間：	2026年8月3日（月）～8月7日（金）	対象：	歯科衛生士専任教員
内容	実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質向上をはかるための講習		
研修名：	日本歯科衛生士学会	連携企業等：	
期間：	2026年9月20日（日）～22日（火）	対象：	歯科衛生士
内容	新たな時代を担う歯科衛生士の未来－歯科衛生士の地位向上を目指して－		
研修名：	第17回日本歯科衛生士教育学会	連携企業等：	
期間：	2026年11月21日（土）・22日（日）	対象：	歯科衛生士
内容	歯科衛生学教育の原点と未来―専門性を支える教育内容の明確化と自律的に学び続ける専門職の育成―		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	令和8年度M職教員研修	連携企業等：	PMC株式会社マネジメントコンサルティング事業部
期間：	①令和8年5月19日②令和8年7月7日③令和8年9月8日	対象：	職位M1の教職員
内容	「考える力」と「考え続ける習慣」		
研修名：	令和8年度夏季研修	連携企業等：	
期間：	令和8年8月26日（水）	対象：	全教職員
内容	各委員会活動及び学園方針の講演聴講		
研修名：	令和8年度S1S2教職員研修	連携企業等：	PMC株式会社マネジメントコンサルティング事業部
期間：	令和8年8月27日（木）	対象：	職位S1S2の教職員
内容	「人生を豊かで幸せに生きるための思考と行動」		

（3）研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	第17回日本歯科衛生士教育学会	連携企業等：
期間：	2026年11月21日（土）・22日（日）	対象：歯科衛生士
内容	歯科衛生学教育の原点と未来―専門性を支える教育内容の明確化と自律的に学び続ける専門職の育成―	
研修名：	第19回北海道歯科衛生士会学術大会	連携企業等：
期間：	2026年11月1日（日）	対象：歯科衛生士会
内容	会員による学術発表 特別講演：愛する道内DHに捧げる「ペリオの愛し方」講師　大阪府山本歯科院長　／PEC主宰　山本　浩正先生	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	令和8年度冬季教職員研修会	連携企業等：
期間：	令和9年1月14日（木）	対象：全教職員
内容	詳細未定	
研修名：	令和8年度春季教職員研修会	連携企業等：
期間：	令和9年度3月26日（金）	対象：全教職員
内容	詳細未定	

4.「当該専門課程等を置く専修学校において、学校教育法第百三十二条の二第二項の規定により評価を受け、その結果を公表していること。」関係

〇学校関係者評価

（2）「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	
（1）教育理念・目的・目標	
1　教育理念、目的及び目標の設定等	
①教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	同内容評価項目を設けている
（2）学校運営	
1　教育課程の編成と授業科目	
①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成したうえで、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	同内容評価項目を設けている
2　教育の実施	
①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	同内容評価項目を設けている
②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位数の総授業単位数に占める割合を具体的に設定していること。	同内容評価項目を設けている
3　単位・卒業認定	
①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む習得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	同内容評価項目を設けている
4　学修成果目標の達成状況	
①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得を含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	同内容評価項目を設けている
②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	同内容評価項目を設けている
（3）学生の受入れ、学生支援	
1　学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	
①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	同内容評価項目を設けている
2　自主的な学習の促進に対する支援	
①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　多様な学生に対する支援	
①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている

4　学生生活に関する支援	
①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	同内容評価項目を設けている
②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	同内容評価項目を設けている
③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。 ※簡易評価項目	同内容評価項目を設けている
④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。※任意項目	同内容評価項目を設けている
⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	同内容評価項目を設けている
(4)教育実施組織・教員	
1　教員の配置、募集、採用	
①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等(教員の採用基準等)を整備し、適正に運用していること。	同内容評価項目を設けている
②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
2　教員の組織編制等	
①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	同内容評価項目を設けている
②教員間で連携、協力体制を構築していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　教員の資質の向上	
①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	同内容評価項目を設けている
②特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
③教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
(5)教育環境	
1　教育環境の整備	
①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	同内容評価項目を設けている
②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
2　安全対策、防災組織	
①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	同内容評価項目を設けている
②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　施設・設備等の点検、改善等	
①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。※任意項	同内容評価項目を設けている
②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。※任意項目	同内容評価項目を設けている
(6)教育活動の基盤と改善・向上の取組	
1　中期事業計画と財務基盤	
①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	同内容評価項目を設けている
2　学校運営	
①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること(職業教育に関するマネジメント(教育の企画・設計・運営等)における責任体制を含む。)。	同内容評価項目を設けている
3　学校評価の実施と改善活動	
①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
②特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。	同内容評価項目を設けている
③学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	同内容評価項目を設けている
④学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
4　社会からの理解と情報の公表	
①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	同内容評価項目を設けている
②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている

（3）学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和8年10月1日現在

名　前	所　　属	任期	種別
三浦　邦彦	日本赤十字社北海道ブロック血液センター	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日	企業等委員 卒業生
濱本　龍哉	医療法人　新さっぽろ脳神経外科病院	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日	企業等委員
竹下　知	札幌西円山病院	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日	企業等委員
泉水　康之	社会福祉法人札幌シニア福祉機構	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日	企業等委員
小林　正弘	札幌市中央区西連合第八町内会　会長	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

（5）学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

情報提供方法	ホームページ	「その他」の場合	ー
公表URL	https://www.nishino-g.ac.jp/about/johokokai/		
公表時期	令和8年10月30日		

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

（1）情報提供

情報提供方法	ホームページ	「その他」の場合	ー
公表URL	https://www.nishino-g.ac.jp/about/johokokai/		
公表時期	令和8年10月30日		

授業科目等の概要

	（専門課程　歯科衛生士科）																	
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携			
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任				
1	○			人体の構造と機能の基礎概論	「生命・ヒトの生物学」の基礎生物学的な授業を行う。授業を通じて、理論と実践の両面から歯科衛生士の専門性について考察する。生命、誕生、変遷等、生命に関わる内容を学ぶ。	1前	2	○			○		○					
2	○			化学	歯科衛生士として必要不可欠な「物質の状態」「物質の性質」「水溶液」「化学反応」について、基本的な事項を中心として学ぶ。	1前	1	○			○			○				
3	○			情報処理	パソコンで広く利用されている日本語ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフトの操作を演習を通して学び、情報処理に必要な技能や応用力を身につける。	1通	1		○		○			○				
4	○			心理学	歯科診療を受ける患者の行動を理解するために心理的な観点からのものの見方を学ぶ。ひいては患者と良好なコミュニケーションをはかり信頼関係のもとに円滑な歯科診療を行うことができるための基本的な考え方を理解する。	1後	2	○			○			○				
5	○			倫理学	歯科衛生士として求められる今日の医療倫理について学ぶとともに、医療現場で必要となるコミュニケーションスキルなど、医療倫理を基盤にした実践的な方法を身につける。	1後	1	○			○			○				
6	○			臨床歯科英語	英語を通して、治療や助言を求める患者に対して、患者の疾患状態や、疾患原因とその治療方法、歯科保健指導内容を判りやすく説明できるようになる。	1後	1	○			○			○				
7	○			保健体育	運動・スポーツを通して自己の健康保持・増進・体力の向上を目指し、各種目の練習、ゲームを通して他者とのコミュニケーションをはかり、集団で運動することの意義と楽しさを体験する。また、女性の身体的特性について学び、生涯にわたる健康づくりの意義を学ぶ。	1通	1			○	○			○				
8	○			解剖学・組織発生学	「解剖学」は、人体各部の形、構造を知り、働きを理解することを目的とする。この目的を達成するために基本的な解剖学のルールをマスターし、人体の構造について名称のみならず、３次元的な立体像をイメージできるようになり、人体の構造から働きを理解する事を最終目標とする。組織学では全身の組織の構成要素を理解し、歯を含む人体の組織について、構造を学ぶ。	1前	2	○			○			○				
9	○			生理学	生体をつくる６０兆個の細胞のしくみからはじまり、生命維持に必須な植物機能、すなわち、血液、循環、呼吸、消化、排泄、体温、内分泌、生殖と、運動を可能とする動物機能、すなわち筋肉、神経、感覚の機能について、生体の機能すべてを学習する。	1前	1	○			○			○				
10	○			栄養・生化学	生命を左右する重要な役割をしている栄養について、食物摂取後の体内に於ける消化・吸収・代謝をはじめ食事摂取基準等を理解し生体の生命現象を理解し、生体に吸収された物質がどのように代謝されて栄養となるか理解する。歯の構成を理解し、う蝕や歯周疾患の成り立ちを理解する。	1後	2	○			○			○				
11	○			口腔解剖学	歯科医学の学問対象である口腔を理解するため、口腔付近の正常解剖を学ぶ。	1通	2	○			○			○				
12	○			歯牙解剖学	歯科衛生士に必要な歯の形態に関する知識を習得し、理解することを目標とする。	1後	2	○			○			○				
13	○			歯型彫刻法	講義で学んだ歯の形態的特徴を、歯の計測・スケッチ・カービングという3種類の手技を通じて3次元的に理解する。	1後	1	○	○		○			○				
14	○			口腔生理学	口腔の機能を学習する。「顎・口腔の機能」と「歯と歯周組織の機能」に大きく分け、前者では歯と口腔の感覚、味覚と嗅覚、咬合と咀嚼、嚥下と嘔吐、発声、唾液分泌、後者では、歯と歯周組織の機能について学習する。	1後	1	○			○			○				
15	○			病理学・口腔病理学	病気の原因、病気発生のしくみ、症状などについて学ぶ。前半は病気発生機序の基本を学び、後半は口腔領域に発生する病気について学習する。	1後	2	○			○			○				
16	○			微生物学・口腔微生物学	ヒトに感染する微生物の構造と感染様式を理解し、さらに、そのような病原微生物が侵入してきた時に生体はどのように認識し排除するかを理解し、また、滅菌・消毒を理解し、院内感染対策を立案できることを目的とする。	1後	2	○		△	○			○				
17	○			薬理学・歯科薬理学	薬理学の総論と各薬物の作用、作用機序および使用上の注意点について学ぶ。また歯科治療において使用する薬剤について学習する。	1後	2	○			○			○				
18	○			保健生態学	歯科疾患の予防を通して、心身の健康を増進するために必要な理論および知識を習得する。あわせて、国民の健康と福祉の向上に寄与する専門家としての幅広い視野と見識、問題解決に必要な能力を育てることを目標とする。	1通	4	○			○			○				

19	○			衛生学・公衆衛生学	衛生学の基礎を理解し、生活環境と健康との関連や公衆衛生学の基礎と地域歯科保健について理解し、日常生活との関わりを知ることを目的とする。衛生学・公衆衛生学を身近なものと認識し、問題意識を持って取り組む姿勢を身につけることを目的とする。	1後	2	○			○			○				
20	○			社会歯科	歯科衛生士の業務に関連する様々な法律と、その法律を実際に運用する行政の概要について学習する。	2前	1	○			○			○				
21	○			衛生統計	歯科医療の技術を個人から集団の予防に活かすための方法として、歯科疾患の疫学、歯科衛生統計の基礎を学び、口腔の専門家として幅広い視野と見識で問題解決できる能力を養うことを目標とする。	2前	1	○			○			○				
22	○			歯科衛生学総論Ⅰ	歯科衛生士業務は歯科衛生士法で規定され、歯科衛生士の三大業務として歯科予防処置・歯科診療補助・歯科保健指導があり、この科目では歯科衛生士業務の概要を学び、業務を円滑に行うためには充分な基礎知識と熟練した手技が必要であることを理解して、これから専門科目を学習するための基盤を築くことを目的とする。	1通	2	○		△	○	○	○	○				
23	○			歯科衛生学総論Ⅱ	継続した口腔の健康管理とライフステージごとの予防管理を担うために、カリオロジーに基づく齲蝕予防とペリオドントロジーに基づく歯周病予防の考え方を学び、科学的根拠に裏付けられた業務を展開する方法として歯科衛生過程を学ぶ。	2通	1	○			○		○	○				
24	○			歯科衛生学総論Ⅲ	動機付け面接を応用した禁煙支援について演習を行うことで歯科衛生業務の実践に必要な基礎力を身に着ける。大規模災害における歯科衛生士の役割について学び、他職種との連携やチーム医療の意義を理解する。	3通	1	○			○		○					
25	○			臨床歯科総論	歯科衛生士学生がこれから歯科医学や歯科臨床を学習するために必要な基礎知識について学ぶ。	1前	1	○			○			○				
26	○			保存修復学	初めに歯科保存学（特に齲蝕学）の概要と口腔診査について学び、引き続き硬組織の保存修復について学ぶ。	2前	2	○			○			○				
27	○			歯内療法学	齲蝕の重症化にともなって起こる歯髄および根尖部歯周組織の炎症は、日常臨床でよく見られる疾患であり、歯内療法は、その予防と治療を行うものである。各疾患の原因、臨床症状の理解とその治療法を関連づけて習得する。	2前	2	○			○			○				
28	○			歯周治療学	歯周病の原因、臨床症状並びに治療法を学び、歯周治療における歯科衛生士の役割を理解する。	2前	2	○			○			○				
29	○			歯科補綴学	歯科治療における歯科補綴学の役割および意義を十分理解し、知識の裏付けを持った上で診療（補助）行為に従事できるように知識を習得する。	2前	2	○			○			○				
30	○			口腔外科学	抜歯を中心に手術学の基本を学び、創治療、消毒法・感染予防対策、手術器具・材料の管理・取扱いを学ぶ。また、口腔粘膜疾患、口腔外科的病変（口腔顎顔面領域の先天異常、顔面外傷、嚢胞、腫瘍など）について学び、術前、術後の患者に対する指導内容を理解する。	2前	2	○			○			○				
31	○			歯科麻酔学	歯科治療で使用される局所麻酔に関して、準備や補助だけでなく危険性や緊急時対応などの危機管理が必要であり、これらの項目に関する知識の習得を目的とする。	2前	2	○			○			○				
32	○			小児・障害者歯科学	小児の歯科診療における対処法、診療補助を学ぶ。小児の口腔疾患の特徴を良く理解し、歯科衛生士の業務である予防処置及び保健指導が小児期の臨床活動や公衆衛生活動等でどのように実践されているかを学び、小児期からの口腔管理の大切さを知る。障害者歯科に関する知識を習得し歯科衛生士の役割を理解できるようになる。	2前	3	○			○			○				
33	○			歯科矯正学	矯正歯科治療の意義、背景、内容、矯正歯科治療における歯科衛生士の役割を理解する。一般歯科診療に従事する場合においても、不正咬合やその矯正歯科治療に関する質問に対して的確な返事が出来るように、必要な知識を習得する。	2前	2	○			○			○				
34	○			高齢者歯科・摂食・嚥下機能学	将来、歯科衛生士になる学生が高齢者の歯科医療にかかわるために必要な基礎知識について学ぶ。また、摂食嚥下に関わる解剖学的知識を学び、高齢期における摂食嚥下障害と歯科衛生士の役割について理解することをねらいとする。	2前	3	○			○			○				
35	○			口腔健康管理	放射線の発生原理、実際の歯科診療に使用される撮影法および補助の仕方、現像法を学びさらに放射線防護の考え方を学ぶ。また、有病者に対する医療連携体制を理解し、5疾病の病態と歯科治療、歯科衛生業務の果たす役割を学ぶ。	2前	2	○			○			○				
36	○			歯科予防処置　Ⅰ	歯科の二大疾患である「齲蝕」と「歯周病」を予防し、健康な生活の基礎を築くことに歯科衛生士としてどのように関わっていくのかを、講義・実習を重ねながら理解し、「予防的歯石除去」について基本的手技を習得する。	1通	3	△		○	○		○					
37	○			歯科予防処置　Ⅱ	予防的歯石除去法については、診査・探査・プロービング・スケーリング・ルートプレーニング・探査・歯面研磨までの一連の流れの中で、機械的操作に習熟し、口腔内での的確な操作を行う能力を養います。	2通	3	△		○	○		○		－			
38	○			歯科予防処置　Ⅲ	患者さんを対象とした、齲蝕や歯周疾患に対する予防処置や保健指導の継続的な指導管理の流れを理解し生涯を通じた予防管理の重要性を学習します。	3通	1	○		△	○		○	○	－			
39	○			齲蝕予防処置Ⅰ	歯科衛生士がプロフェッショナルケアとして行う齲蝕予防処置法を理解し、知識と基本的手技を習得する。	1通	1	○		△	○		○					
40	○			齲蝕予防処置Ⅱ	齲蝕発生のメカニズム、リスクに応じた齲蝕予防処置の実際を学ぶ。	3後	1	○		△	○		○	○				

41	○			歯科保健指導　Ⅰ	疾患を抱えている人に対して病気が治癒するように、また健康な人に対しては、健康状態を保ち快適な生活を営むために必要な歯科保健指導および歯科衛生教育の基本的知識・技術を習得し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養う。	1通	3	△		○	○		○	○	○		
42	○			歯科保健指導　Ⅱ	歯科衛生士が行う歯科保健指導の方法、ライフステージ別患者への歯科衛生介入について学ぶ。	2通	2	△		○	○		○				
43	○			歯科保健指導　Ⅲ	１・２年の授業・臨床実習で習得した知識や技術、患者対応について十分理解を深めるとともに、集団に対する指導の問題解決に必要な能力を養う。	3通	2	△		○	○	○	○	○			
44	○			歯科診療補助　Ⅰ	歯科衛生士として診療を円滑に進行させるため、基本となる臨床科目の知識をしっかり身につけ、歯科治療の手順を十分理解し、診療の流れに即して器材の的確かつ迅速な準備ができ、診療補助の基本的技術を修得することを目的とする。	1通	3	△		○	○		○				
45	○			歯科診療補助　Ⅱ	各専門科目の学習が総合的に歯科診療のひとつの流れとして理解できるように、講義と実習を組み入れて行う。臨床実習において歯科診療のシステムを学び更には歯科衛生士として就業した際に、常に向上心を持てる医療人になってもらうための礎となる授業とする。	2通	3	△		○	○		○	○			
46	○			歯科診療補助　Ⅲ	歯科衛生士として診療を円滑に進めるため、基本となる臨床科目の知識をしっかり身につけ、歯科治療の手順を十分理解し、診療の流れに則して器材の的確かつ迅速な準備ができ、診療補助の基本的技術を修得することが目的です。	3通	3	△		○	○		○	○			
47	○			臨床検査法　Ⅰ	臨床検査は疾患の診断、治療、疾患の早期発見や予防、病態の把握、あるいは予後を推測する上できわめて有用な役割を果たすことを学び、人体の生態現象を電気的・物理的にとらえ記録する生理機能検査について学ぶ。	1後	1	○			○			○			
48	○			臨床検査法　Ⅱ	患者の継続的な口腔保健管理や歯科診療に必要な血液検査と口腔領域の臨床検査について学ぶ。	2後	1	○		○	○		○	○			
49	○			看護・介護概論	高齢者・障害者への歯科診療を行うにあたり、歯科衛生士が理解しておかなければならない介護に関する知識を学び、障がい者を多職種で支援する視点を理解します。また看護の基礎を学ぶことで、健康回復のための対応を理解し、多職種協働における歯科衛生士の役割について理解を深めます。	1後	1	○		○	○			○			
50	○			臨床実習　Ⅰ	臨床実習指導者の監督下、歯科衛生士の三大業務である『歯科予防処置』、『歯科診療補助』、『歯科保健指導』について、実際の臨床施設にて学ぶ。	2後	8			○		○	○		○		
51	○			臨床実習　Ⅱ	２年次の臨床実習で得られた知識や経験をさらに確実なものにするためにステップアップした目標を設定し、一般歯科診療室（矯正、小児も含む）や病院歯科での実習を行います。また、全身的な疾患を伴う患者への歯科診療に付いて症例を実際に見学し理解を深めます。	3前	12			○		○	○		○		
52	○			実習指導　Ⅰ	臨床実習Ⅰで学ぶ知識・技術・態度について、全体指導に加え自ら考えまとめる時間と担当教員からの指導を個別に受ける時間とする。	2後	1	○			○		○				
53	○			実習指導　Ⅱ	臨床実習Ⅱで学ぶ知識・技術・態度について、全体指導に加え自ら考えまとめる時間と担当教員からの指導を個別に受ける時間とする。	3前	1	○			○		○				
54	○			課題研究	これまで学習した基礎知識を基に、各自の興味や将来の方向性に沿ってテーマを選定し、計画・立案に基づいて研究を展開し、その結果を論文、レポートにまとめる。	3通	2		○		○		○				
55	○			総合学習	医療職として必要な基本的マナーと所作を身につけ、医療人としての人格形成に必要なコミュニケーションを学ぶ。	1前	2	○	△		○		○	○			
56	○			歯科医学総論	３年間の歯科衛生士養成カリキュラムにおいて学習した分野のうち、歯科衛生士国家試験に関わる専門基礎分野、専門分野について総まとめの講義と国家試験対策を行う。	3通	4	○			○		○	○			
57	○			歯科医療接遇	歯科衛生士として求められる医療現場で必要となる患者様へのアプローチと医療面接の方法、他職種と連携するためのコミュニケーションスキルなど、医療倫理を基盤にした実践的な方法を身につける。	3通	1	○	△		○		○	○			
合計					57 科目		120 単位										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	本校所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者に卒業証書を授与する	１学年の学期区分	2 期
履修方法：	教育課程のすべての授業科目を履修しなければならない。この履修の認定は、当該科目の授業時間時数の80%以	１学期の授業期間	21 週